

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 7 8 号
件 名	学校の長期休暇時にはペットの世話を専門業者に依頼することなどについて
要 旨	<p>長期休暇時に学校のペットの世話はどのようになっているのか。ペットは子供のアイドルであり、命の大切さを教えてくれます。平日の飼育は児童や教員が見守り、土・日曜日は教員、職員とボランティアでしょうか。夏季は暑く、冬季は寒い施設で放置していませんか。劣悪な環境に置かれているのならば、ペット飼育は廃止すべきです。長期休暇時は、ペットを専門店や病院に預けるべきです。他県ではそのような取組が始まっています。教員に任せてはいけない。教育活動なのか、活動外なのか、働き方改革としても、飼育の見直しが必要です。あまり光の当たらない陳情ですが、近所の住民も衛生面も含めて心配しています。</p> <p>次に、PTA入会時には退会、非加入について、文書や口頭で説明してほしい。PTAへの加入は義務なのでしょうか。新入学の子供たちの名簿を、なぜかPTA役員が保有している。2017年に、PTAも個人情報保護法の適用対象になりました。学校側がPTA役員に開示するときは、本人の事前同意があらかじめ絶対に必要ですが、現状は全く統一されていない。名簿はどのように管理されているのでしょうか。PTAの会計資料は先生が作成しているのか。通帳はどこにあるのか。教員の加入は強制なのか。教員が役員会に出席した場合、残業代は支給されているのか。不条理な使い道や繰越金取扱規則はあるのか。PTAを解散した地域もあるけれども、まずは強制加入を禁止すべき。貴議会において、措置、要望等を働きかけていただきますよう、下記のとおり陳情いたします。</p> <p style="text-align: right;">(次頁につづく)</p>
付 託 年月日 委員会	<p>第 1 項           } 文教経済常任委員会           } 令和 6 年 9 月 13 日           } 第 7 項</p>
受 理	令和 6 年 8 月 29 日 第 263 号

	<p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 学校のペットは、長期休暇時にペットホテル等に預ける対策を講じること。</li><li>2 教員のペットの飼育や P T A 役員会への参加は、残業代を支給すること。</li><li>3 災害時の学校のペットの避難方法を具体的に構築すること。</li><li>4 P T A 入会は、退会、非加入も丁寧に説明すること。</li><li>5 学校は名簿を勝手に P T A 役員に渡さないことの詳細策を講じること。</li><li>6 P T A への教員の加入は強制しないこと。</li><li>7 名簿の配布は本人の同意を絶対にあらかじめ確認すること。</li></ol>
--	---